

国際博覧会推進本部長等の賞状等の交付に関する規程

（令和 3 年 8 月 2 7 日）
国際博覧会推進本部決定

（目的）

第 1 条 国際博覧会推進本部長及び国際博覧会推進副本部長（以下「国際博覧会推進本部長等」という。）による賞状等の交付は、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）に向けた機運の醸成や大阪・関西万博を通じた次世代に誇れる遺産の創出に貢献した個人又は団体に対して、その功績をたたえることにより、機運の醸成や遺産の創出の更なる進展に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

第 2 条 国際博覧会推進本部長等は、大阪・関西万博に向けた機運の醸成や大阪・関西万博を通じた次世代に誇れる遺産の創出に関し、当該各号に掲げる功績又は功労があったと認められる個人又は団体について、賞状、感謝状、表彰状等（以下「賞状等」という。）を交付することができる。

（１）国際博覧会推進本部長 極めて顕著な功績又は功労

（２）国際博覧会推進副本部長 特に顕著な功績又は功労

（賞状等の認証）

第 3 条 第 2 条に規定する賞状等が真正なものであることを認証することを目的として国際博覧会推進本部長等の官職印を制定する。

2 官職印の取扱いについては、国の行政機関において使用する公印の形式、寸法等に関する規則（昭和 39 年内閣訓令第 1 号）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

（１）官職印は、内閣官房国際博覧会推進本部事務局長が制定し（作成し、又は改刻することをいう。以下同じ）、及び廃止するものとする。

（２）官職印の寸法は、30 ミリメートル平方とする。

（３）官職印の登録は、内閣官房副長官補室において行う。この登録は、別記様式 1 及び別記様式 2 の規定による内閣官房副長官補への届出書により行うものとする。

（４）官職印は、当該官職印を制定した者又はその者の指名する職員が保管しなければならない。官職印を保管する者は、紛失、盗難等の事故が生じないように官職印を厳重に保管しなければならない。

（５）制定した官職印は、第 3 号の規定による内閣官房副長官補への届出を行った後でなければ使用することができない。

（専決処理）

第4条 国際博覧会推進本部長等の賞状等の交付に関する事項については、極めて重要なものを除き、内閣官房副長官補が専決処理することができる。

(その他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、内閣官房副長官補が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

別記様式 1

文 書 番 号
年 月 日

内閣官房副長官補 氏 名 殿

官職 氏 名

官職印作成（改刻・廃止）届について

国際博覧会推進本部長等の賞状等の交付に関する規程第3条第2項第3号の規定に基づき、国際博覧会推進本部長の官職印を作成（改刻・廃止）しましたので、別紙印影を添えてお届けいたします。

別紙

国際博覧会推進本部長の印

寸法

印材

使用開始年月日

廃止年月日

別記様式 2

文 書 番 号
年 月 日

内閣官房副長官補 氏 名 殿

官職 氏 名

官職印作成（改刻・廃止）届について

国際博覧会推進本部長等の賞状等の交付に関する規程第 3 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、国際博覧会推進副本部長の官職印を作成（改刻・廃止）しましたので、別紙印影を添えてお届けいたします。

別紙

国際博覧会推進副本部長の印

寸法

印材

使用開始年月日

廃止年月日